

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊東千歳駐屯地
第324会計隊長 菅原 健太

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号	
6LWD10100460		6MM01C10248 0001					
品名 または 件名							
ボイラー運転労働者派遣役務							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使 用 器 材 名							
その他							
予定数量	単位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指定	検査	包装
98.00	DY						
納地または工事場所			引 渡 場 所				
東千歳駐屯地			管理科 金曾事務官（3321）				
搬 入 場 所			納 期 ま た は 工 期				
			令和8年11月2日（月）～令和9年3月31日（水）				

2 競争参加資格

次のいずれかであること
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊東千歳駐屯地 第324会計隊契約班及び北部方面会計隊ホームページ

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：実施しない
入札日時場所：令和8年10月19日（月）10時00分 第324会計隊 入札室

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：単価 契約方式：一般競争

7 注意事項

(1) 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- ア 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- イ 令和8年度有効の全省庁統一資格において「役務の提供等」の「A」「B」「C」「D」の格付けを有する者で北海道地域に競争参加資格を有する者である事。（資格審査結果通知書の写しを入札時に必ず提出すること。）
- ウ 別紙「装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等」に該当しない者であること。
- エ 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- オ 「入札及び契約心得」を厳守している者。

(2) 保証金等に関する事項

- ア 入札保証金：免除。ただし、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。
- イ 契約保証金：免除。ただし、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

(3) 入札の無効

- ア 第2項で示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- イ 入札に関する条項に違反した入札
- ウ 入札金額、入札者の氏名判別し難い入札
- エ 電報・FAXによる入札
- オ 入札開始時刻に遅れた者による入札
- カ 誓約した「暴力団排除に関する誓約事項」に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

キ 次の文面を記載していない入札書による入札。「当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は、上記の公告に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項を承諾のうえ入札致します。また、「入札及び契約心得」に定める暴力団排除に関する事項について誓約します。」

（４） 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１０パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

（５） 落札決定方式

総額が当隊所定の予定価格の制限の範囲内の最低入札者を落札者とする。なお、落札者となるべき最低入札者が２人以上ある場合は、抽選により決定する。

（６） 契約条項

本契約は「労働者派遣契約一般条項」、「談合等の不正行為に関する特約条項及び暴力団排除に関する特約条項」、「保有個人情報等の保護に関する特約条項」、「単価契約に関する特約条項」を適用する。

（７） 契約書の作成

契約書は作成する。但し、落札金額が１００万円未満の場合は契約書を作成しない。

（８） その他

ア 再度入札の必要が生じた場合

直ちに実施する。但し、郵便入札があった場合は令和８年１０月２２日（木）１３時３０分に執行する。

イ 郵便入札

件名を記入した小封筒に入札書を入れて封印をし、それと資格審査結果通知書（写）を「（入札件名）入札書在中」と記載した封筒に入れて、書留郵便（簡易書留可）にて令和８年１０月１６日（金）１７時までに第３２４会計隊契約班に必着させること。この際、下記担当者に電話にて到達の確認を行うこと。

ウ 再度入札の場合、令和８年１０月２１日（水）１２時までに第３２４会計隊契約班に必着させること。

エ 契約の成立時期については、契約書に双方が記名押印したときとする。但し、契約書を省略する場合については、落札者が決定したと通知したときとする。

オ 代理人をもって入札に参加する場合は、委任状を提出すること。

カ 入札に関する事項の問い合わせ先

〒066-8577

北海道千歳市祝梅1016

陸上自衛隊 東千歳駐屯地 第３２４会計隊 契約班（担当：土居）

TEL0123-23-5131（内3440） FAX0123-23-3642（直通）

キ 仕様書に関する事項の問い合わせ先

陸上自衛隊東千歳駐屯地（担当：金曾）

TEL0123-23-5131（内3321）

（９） 公告掲示場所及び期間

ア 掲示場所

（ア） 東千歳、札幌、島松の各駐屯地会計隊、千歳商工会議所、千歳市役所

（イ） 北部方面会計隊ホームページ

イ 掲示期間

令和８年１０月７日（水）～ 令和８年１０月１９日（月）

装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等

- 1 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止措置等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 2 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造もしくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 3 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- 4 第2号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
 - (1) 資金関係がある場合
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、イについて子会社の一方が会社更正法（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は、民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。
ア 親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合。
イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。
 - (2) 人的関係がある場合
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。
ア 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が他方の会社である場合は除く。
イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。
ウ （1）及び（2）に掲げる場合のほか、資本更正又は人的構造において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなど（1）又は（2）に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。

調達要求番号：6MM01C10248

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号		仕 様 書 番 号	
ボイラー運転労働者派遣役務	第 号		
	防衛大臣承認	—	
	作 成	令和 8 年 1 0 月 1 日	
	変 更		
	作成部隊等名	東千歳駐屯地業務隊管理科	

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊東千歳駐屯地業務隊で実施するボイラー運転労働者派遣に適用する。

1.2 用語及び定義

この仕様書に用いる用語及び定義は、GLT-CG-Z000001による。

1.3 引用文書等

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

1.3.1 仕様書

本仕様書及び国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書及び同解説（令和5年度版）」並びにGLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

1.3.2 通達等

- a) 取扱い上の注意を要する文書等及び注意電子計算機情報の取扱いについて（通達）
[防防調第4608号（19. 4. 27）]
- b) 装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）
[防装庁（事）第137号（令和4年3月31日）]
- c) 陸上自衛隊における保有個人情報等の安全管理等に関する達
[陸上自衛隊達第32-25-2号（6. 3. 21）]

1.3.3 附属書

別紙第1「案内図・配置図」

2 役務に関する要求

2.1 一般要求事項

2.1.1 派遣予定期間（※開始時期は人材確保後とする。）

令和8年11月2日(月)～令和9年3月31日(水)

2.1.2 勤務予定日

別紙第2「勤務日程表」のとおり（合計98日間）

2.1.3 勤務時間

- a) 8時30分から16時30分
- b) 休憩時間は12時00分から13時00分

2.1.4 勤務場所

陸上自衛隊東千歳駐屯地業務隊管理科第1ボイラー室及び第3ボイラー室
北海道千歳市祝梅1016

2.1.5 人数

1日につき2名

2.2 業務内容

- a) ボイラー運転及び運転監視並びにボイラー室（ボイラー、ポンプ、熱交換器等）の日々点検の実施
- b) ボイラー本体及び付属装置の運転補助作業（計器類の計測及び点検・薬注装置・軟水器・還水槽・中和装置等の薬品注入・運転状況確認）また、測定結果等については、官側の指定する様式に記入すること。
- c) その他、官側から指示される補助業務

2.3 業務対象設備

別表「取扱いボイラー機器表」のとおり

2.4 資格要件等

- a) ボイラー及び圧力容器安全規則第24条で定められている特級、1級、2級ボイラー技士のいずれかの資格を有し、該当する免状の写しを官側に提出できる者
- b) 日本国籍を有し、日本語での円滑な意思疎通ができる者
- c) 派遣期間を通して就業できる者
- d) 業務遂行に当たり健康上支障のない者
- e) 指揮命令者の指示に従い業務を遂行することができ、責任感を持って業務に従事する意欲を有する者

2.5 その他特記事項

- a) 本契約の派遣労働者は、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則第32条4」に規定する者に限らない。
- b) 派遣労働者を協定対象派遣労働者に限定するか否かの別については、協定対象派遣労働者に限定するものとする。

- c) 従事者の交代は、原則として認めない。やむを得ず交代する場合は、事前に官側と調整するものとする。

3 指揮命令者及び指揮命令者の役割

3.1 指揮命令者及び指揮命令者補助者

3.1.1 指揮命令者

東千歳駐屯地業務隊管理科長

3.1.2 指揮命令者補助者

東千歳駐屯地業務隊管理科営繕班長

3.2 役割

就業場所において派遣労働者に対して作業内容の細部に関する具体的な指示を行う。

3.3 その他

指揮命令者等に変更があった場合は、別途通知する。

4 派遣先責任者及び事務範囲

4.1 派遣先責任者、所属、役職、連絡先

契約締結後、別に示す。ただし、派遣先責任者に変更があった場合は別途通知する。

4.2 派遣先責任者の事務範囲

- a) 指揮命令者に対する労働者派遣法の規定や派遣契約内容の周知
- b) 派遣労働者の安全及び衛生に関する派遣元事業者との連絡調整
- c) 派遣労働者からの苦情があった場合の処理
- d) 派遣先管理台帳の作成・保存に関する事
- e) その他必要と認められるもの

5 派遣元責任者の通知

派遣元事業者は、契約締結後、速やかに派遣元責任者の氏名、役職及び連絡先を派遣先責任者及び契約担当官等に通知するものとする。

6 秘密保全等

派遣元事業者及び派遣労働者は、業務遂行に際して知り得た事項（個人情報を含む。）について守秘義務を負う。派遣期間終了後においても同様とする。

また、派遣元事業者は、派遣労働者に対して守秘義務を順守させるものとする。

6.1 秘密保全は、次による。

- a) 派遣元事業者及び派遣労働者の庁舎内への立ち入りは、関係規則などに基づく手続きを行い、立ち入りを禁じた区域及び業務に関係ない施設へは立ち入ってはならない。細部は、官側の指示に従うものとする。

- b) 派遣元事業者及び派遣労働者は、本役務に係る物件、文書などで“注意”又は“部内限り”に指定されたものの取扱いは、防衛調第4608号(19.4.27)“取扱い上の注意を要する文書等及び注意電子計算機情報の取扱いについて(通達)”により、その取扱いには万全の注意を払うとともに、官側が準備する電子計算機、企業又は個人が保有する電子計算機で取り扱ってはならない。
- c) 派遣元事業者及び派遣労働者は、本役務に係る個人情報などは、第32-25-1号(5.3.30)“陸上自衛隊の保有する個人情報及び個人番号の安全確保等に関する達”により、その取扱いには万全の注意を払わなければならない。
- d) 派遣元事業者及び派遣労働者は、この契約の履行に際し知り得た保護すべき情報(契約を履行する一環として契約相手方が収集、整理、作成等した情報であって、防衛省が保護を要しないと確認していない一切の情報をいう。)その他の非公知の情報(以下「保護すべき情報等」という。)の取扱いに当たっては、1.3.2項の“装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について(通達)”(防衛庁(事)第137号(令和4年3月31日))における別紙「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保における特約条項」及び添付資料「調達における情報セキュリティ基準」に基づき(保護すべき情報に該当しない非公知の情報にあたっては、これらに準じて)、適切に管理するものとする。この際、特に、保護すべき情報等の取扱いについては、次の履行体制を確保し、官側の確認を受け、これを変更した場合には、遅滞なく官側に通知するものとする。また、派遣元事業者及び派遣労働者に不適切な取扱いがあった場合の派遣元事業者及び派遣労働者の対応について、“装備品等及び役務の調達において契約に付したガイドライン又は情報セキュリティ基準に基づき防衛関連企業から報告を受けた場合の速報について(通知)”を基準としてあらかじめ定め、官側に報告するものとする。
 - 1) 契約を履行する一環として派遣元事業者及び派遣労働者が収集、整理、作成等した一切の情報が、防衛省が保護を要しないと確認するまでは保護すべき情報として取り扱われることを保証する履行体制及び情報流出等があった場合の処置等履行態勢
 - 2) 官側が書面により個別に許可した場合を除き、派遣元事業者に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の契約相手方に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の契約相手方以外の者に対して伝達又は漏えいされないことを保障する履行体制
- e) 派遣元事業者及び派遣労働者は、本役務の履行によって直接又は間接を問わず知り得た事項の管理に万全を期するとともに、それらの部外への利用、公表などを防衛省の許可なく行ってはならない。契約期間終了後も同様とする。
- f) 個人情報や保護すべき情報等の漏えいが発生した場合、派遣元事業者及び派遣労働者は、迅速な官側への報告、被害状況の確認、被害拡大の防止及び再発防止策等を実施するとともに、官側の方針も踏まえ、必要な調査に応じ、影響の最小化・早期解決を図るとともに、あらかじめ定めた対応を行うものとする。

- g) 個人情報や保護すべき情報等の漏えい防止のため、派遣元事業者は、雇用する従業員が、個人情報及び保護すべき情報について、派遣元事業者の情報管理規定を遵守し、適正に取扱う旨の誓約書を提出させるとともに、当該誓約書の複製を、契約締結後、速やかに官側に提出するものとする。

6.2 情報保証の確保

情報保証は、次による。

- a) 派遣労働者は、必要に応じて部隊等情報保証責任者の実施する情報保証に関する教育を受講し、電子計算機、可搬記憶媒体の使用、管理及び業務用データの取扱いを適切に実施しなければならない。
- b) 派遣労働者は、必要に応じて官側が準備・貸与する電子計算機を使用し、電子メールにより業務用データの授受を行うものとする。
- c) 派遣労働者は、官側が必要に応じて準備・貸与する電子計算機における利用者を識別するために個人に付与された個人IDについては、みだりに第三者に知らせてはならない。また、パスワードを第三者に知られた場合又は知られた恐れがある場合、速やかに変更をしなければならない。
- d) 官側が必要に応じて準備・貸与する電子計算機のアクセス制御は、官側が行うものとし、派遣労働者は実施してはならない。
- e) 派遣労働者は、官側が必要に応じて準備する電子計算機の使用中にサイバー攻撃等及びその兆候又は障害等を確認した際は、Wi-Fiの電源を切断し、添付ファイル及び添付URLを開くことなく、速やかに官側に通報し、現場保存を実施するものとする。
- f) 派遣労働者は、官側が必要に応じて準備する電子計算機を職場外へ持ち出してはならない。
- g) 派遣労働者は、官側が必要に応じて準備する電子計算機のシステム等の設定及び構成を変更してはならない。また、官側の許可した部外機器以外の部外機器を接続してはならない。
- h) 派遣労働者は、部隊等情報保証責任者等による情報保証定期監査等の管理状況点検に協力し、必要な点検等を受けるものとする。
- i) 派遣労働者は、企業又は個人が保有する可搬記憶媒体を持ち込み、使用してはならない。
- j) 派遣労働者は、官側が必要に応じて準備する電子計算機を指揮命令者等から登庁時に受領、退庁時に返納するものとし、接受した電子計算機を、机等の容易に動かすことの出来ない物に官給するワイヤーで固定して盗難防止の処置を講じるものとする。
- k) 派遣元事業者及び派遣労働者は、企業が保有する電子計算機で作成したデータを官側が必要に応じて準備する電子計算機へ移行する必要がある場合は、部隊等情報保証責任者補助者の点検を受け、部隊等情報保証責任者の許可を受けるものとする。

- 1) 派遣労働者は、私有のパソコン、タブレット等これらに準ずるものを職場に持ち込んではない。

6.3 行政文書管理

行政文書管理は、次による。

- a) 派遣労働者は、必要に応じて取り扱う行政文書を業務終了後に官側の指定した保管場所に保管しなければならない。
- b) 派遣労働者は、必要に応じて行政文書を取り扱った場合、職員の交代時及び契約終了前に官側の点検を受けなければならない。
- c) 派遣労働者は、必要に応じて行政文書を取り扱った場合、官側の実施する行政文書管理に係る検査・点検に協力しなければならない。
- d) 派遣労働者は、必要に応じて官側が実施する行政文書管理教育に参加しなければならない。

6.4 個人情報保護

個人情報保護は、次による。

- a) 派遣元事業者及び派遣労働者は、契約した内容の範囲内に限り、官側の個人情報を取り扱うことができる。
- b) 派遣元事業者及び派遣労働者は、官側より個人情報を受領する場合及び返却する場合には、官側が別途指定した様式により記録し管理するものとする。
- c) 契約の相手方は、必要に応じて個人情報を取り扱った場合、業務が完了し個人情報を廃棄する際は、官側が立会し、官側が別途指定した様式により記録するものとする。
- d) 契約の相手方は、必要に応じて取り扱う個人情報（電子データ）には、確実にパスワードを設定し、官側は、これを確認し把握するものとする。
- e) 派遣労働者は、必要に応じて個人情報の記載された文書等を作成した場合は、官側が別途指定した様式を作成し管理するものとする。
- f) 派遣労働者は、必要に応じて取り扱う個人情報について、官側の指定した保管場所に保管するものとする。
- g) 派遣労働者は、必要に応じて個人情報を取り扱った場合、職員の交代時及び契約終了前に官側の点検を受けなければならない。
- h) 派遣労働者は、必要に応じて個人情報を取り扱った場合、官側の実施する個人情報保護に係る検査・点検に協力しなければならない。
- i) 派遣労働者は、必要に応じて官側が実施する個人情報保護教育に参加しなければならない。

7 業務の再委託

派遣元事業者は、本業務を第三者に再委託してはならない。

8 派遣労働者からの苦情処理

8.1 派遣先で苦情を受け付ける者

官側は、契約締結時に派遣労働者からの苦情の申出を受ける者を指名し、派遣元事業者に通知する。

8.2 派遣元で苦情を受け付ける者

派遣元事業者は、派遣事務員からの苦情受け付ける者を指名し、派遣先責任者及び契約担当官等へ通知しなければならない。

8.3 派遣元が苦情を受け付けた場合の処理

派遣元事業者は、派遣労働者から苦情の申出をうけた場合、官側が指定する派遣先責任者へ連絡することとし、官側と密接に連絡調整を行いつつ、誠意をもって、遅滞なく、当該苦情の適切かつ迅速な処理を図ることとし、その結果について必ず派遣労働者に通知することとする。ただし、派遣労働者自身による解決が容易であり、即時に処理した苦情は除く。

9 派遣事務員への便宜供与及び福利厚生に関する措置

- a) 業務の遂行に必要な範囲において、施設の一部（休憩所、トイレ、指定するロッカー等）、機器類、備品、消耗品、光熱水等が無償で利用できるものとする。但し、これらの使用にあたっては、善良な管理者の注意義務をもってこれをしなければならない。
- b) 前号に規定するもの以外の消耗品等は派遣元において負担するものとする。

10 検 査

検査は、別紙第3「従事者出勤簿」に基づき実施するものとする。

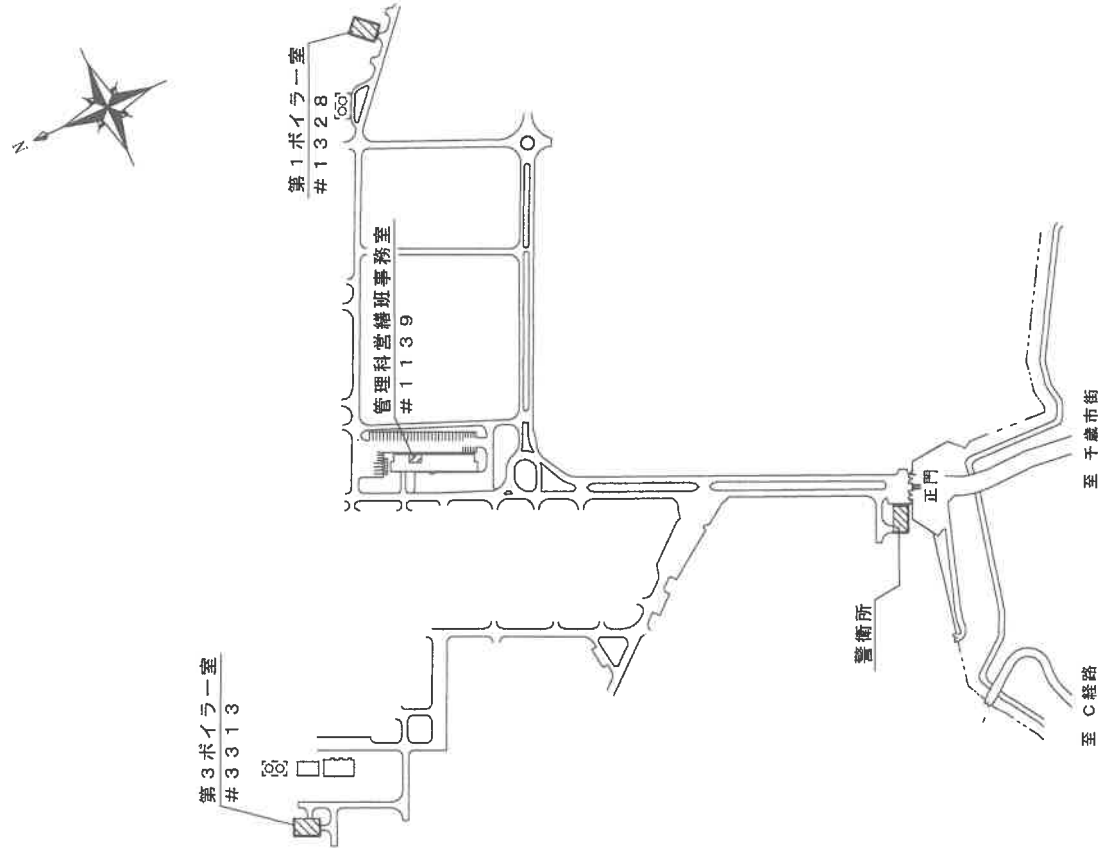
11 特記事項

- a) 派遣元事業者は、派遣労働者に対して、業務に支障のないよう身だしなみ、言葉遣い等に細心の注意を払わせ、勤務場所等の整理・整頓・環境整備の美化に努めさせるものとする。
- b) 派遣元事業者は、派遣労働者に対し部隊規則等を基に、別途官側から提供する資料を遵守し、業務に当たらせること。
- c) 派遣元事業者は、派遣労働者の労務災害及び労務管理に関する全ての事項の責任を負うものとする。
- d) 派遣元事業者は、労働保険及び社会保険の加入状況を満たす労働者を派遣するときは、全て加入させてから派遣することとし、加入状況を証明する資料を官側へ提出するものとする。ただし、新規雇用者を派遣する場合は、派遣開始後に加入基準を満たし次第、速やかに加入させること。

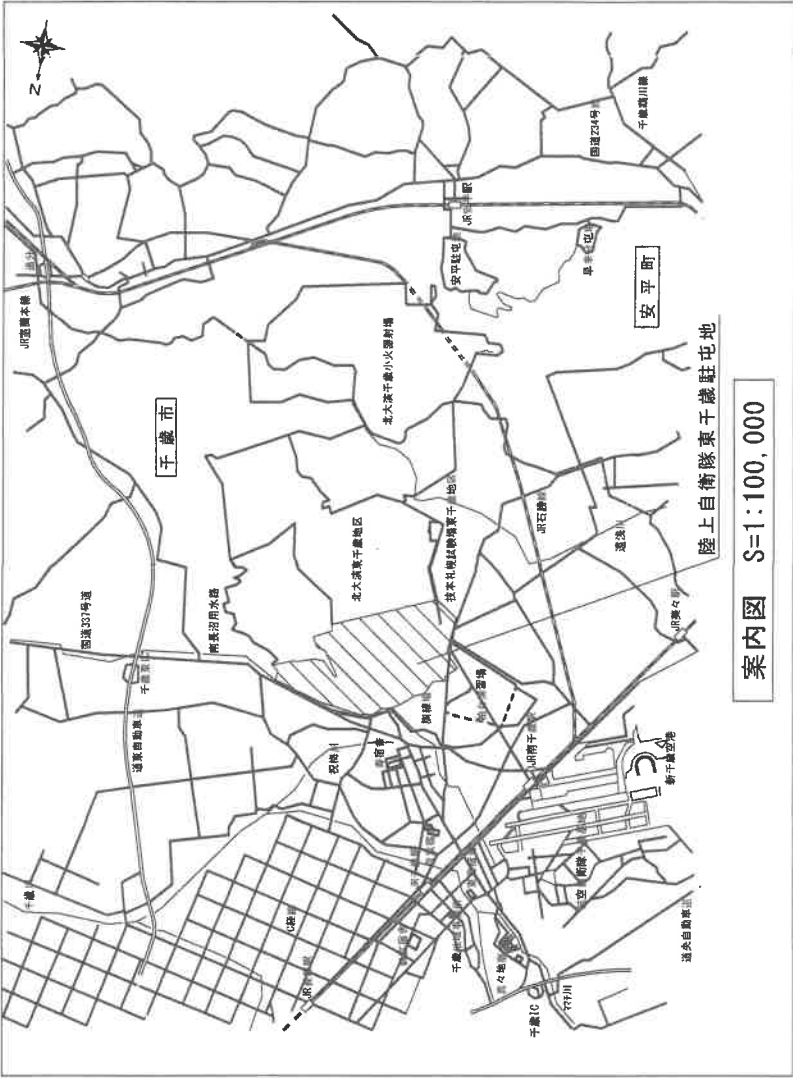
- e) 派遣元事業者は、派遣労働者を勤務させる際には、事務業務に相応しい服装及び名札を着用させるとともに、常に身分証明書を携行し、官側の要求があった場合には、直ちに提示できるようにするものとする。服装及び名札等は、派遣元事業者の負担とし、その使用に際しては、官側の確認を受けるものとする。
- f) 派遣元事業者は、派遣労働者が起こした事故等に対応できる保険に加入するものとする。
- g) 派遣元事業者は、自己の雇用する派遣労働者以外を官側に派遣してはならない。
- h) 官側は次のいずれかの事由が発生した場合、その理由を明示して、派遣労働者の交代を派遣元事業者に要請することができるものとする。
 - 1) 業務処理に必要な要件を著しく欠いている場合
 - 2) 正当な理由がなく作業を著しく遅延し又は作業に着手しない場合
 - 3) 指揮・命令に従わない場合
 - 4) 作業状況が著しく誠意を欠くと認められる場合
 - 5) 職場の規律、秩序及び施設管理上の諸規則、守秘義務に違反した場合
 - 6) 派遣就業中に業務の関係のない事業の勧誘や布教活動等を行った場合
- i) 派遣元事業者は、官側に対して本契約で従事する派遣労働者の氏名を提出するものとする。
- j) 本契約履行にあたっての、細部調整事項、役務実施場所で発生した懸案事項等については官側と調整するものとする。
- k) 派遣労働者は、「従事者出勤簿」により、出勤日毎に業務内容及び勤務時間を記録するとともに、従事者印を押印のうえ、指揮命令者等の確認印を受けるものとし、毎月末又は翌月初めに指揮命令者の確認を受けるものとする。
 - 1) 官側が指定する派遣先責任者は、派遣労働者の安全・衛生に細心の注意を払うものとする。
- m) 派遣元事業者は、派遣労働者との連絡調整等のための態勢を確立する。細部要領は官側との調整によるものとする。
- n) 派遣元事業者は、厚生労働省委託事業「優良派遣事業者認定制度」により優良派遣事業者の認定を受けていることとする。

12 仕様書の疑義

この仕様書に疑義が生じた場合又は本仕様書に定めがない場合は、速やかに官側と協議するものとする。



配置図 S=1:5,000



案内図 S=1:100,000

件名	ポリラー運転労働者派遣役務	図面番号	1/1
図面名	案内図・配置図	縮尺	図示
陸上自衛隊東千歳駐屯地業務隊		令和8年10月1日	

「取扱いボイラー機器表」

場 所	機 器	規 格	数 量	備 考
第 1 ボイラー	炉筒煙管ボイラー	1 号缶 (株)日本サーモエナー RE-50FII 最大蒸発量 : 6.0 t 電 熱 面 積 : 56.1 m ² 使用燃料種別: A重油 常用保有水量: 5.1 t 2 号缶 (株)日本サーモエナー RE-50FII 最大蒸発量 : 6.0 t 電 熱 面 積 : 56.1 m ² 使用燃料種別: A重油 常用保有水量: 5.1 t 3 号缶 (株)日本サーモエナー RE-60FII 最大蒸発量 : 7.2 t 電 熱 面 積 : 66.9 m ² 使用燃料種別: A重油 常用保有水量: 6.2 t	3 基	
第 3 ボイラー	炉筒煙管ボイラー	1 号缶 (株)日本サーモエナー RE-60FII 最大蒸発量 : 7.2 t 電 熱 面 積 : 66.9 m ² 使用燃料種別: A重油 常用保有水量: 6.2 t 2 号缶 (株)日本サーモエナー RE-60FII 最大蒸発量 : 7.2 t 電 熱 面 積 : 66.9 m ² 使用燃料種別: A重油 常用保有水量: 6.2 t 3 号缶 (株)日本サーモエナー RE-50FII 最大蒸発量 : 6.0 t 電 熱 面 積 : 56.1 m ² 使用燃料種別: A重油 常用保有水量: 5.1 t	3 基	

勤務日程表

11月																															月計		
派遣日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30			
	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月			
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
流産日																															勤務日：19日	時間計：133H	

12月																																		月計	
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31					
火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木					
○	○	○	○	△	△	○	○	○	○	○	△	△	○	○	○	○	○	△	△	○	○	○	○	○	△	△	○	△	△	△					
派遣日																																		勤務日：20日	時間計：140H

1月																															月計	
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	派遣日	勤務日：19日 時間計：133H
金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日		

2月																												月計	
派遣日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	
	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	
	○	○	○	○	○	△	△	○	○	○	○	○	△	△	○	○	○	○	○	△	△	○	△	○	○	○	△	△	
勤務日：18日																													
時間計：126h																													

3月																															月計	
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	派遣日	
月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水		勤務日：22日 時間計：154H
○	○	○	○	○	△	△	○	○	○	○	○	△	△	○	○	○	○	○	△	△	○	○	○	○	○	△	△	○	○	○		

※1日の就業時間は8時30分～16時30分(うち休憩1時間)の7時間とする。

勤務日：98日
時間計：686H
合 計

月 分 従 事 者 出 勤 簿

調達要求番号						事業所		所在地			
品名						契約相手方		名 称			
								所在地			
								氏 名			
月日	曜日	業務の内容	勤務時間	従事者印	確認印	月日	曜日	業務の内容	勤務時間	従事者印	確認印
/1			～ (H)			/16			～ (H)		
/2			～ (H)			/17			～ (H)		
/3			～ (H)			/18			～ (H)		
/4			～ (H)			/19			～ (H)		
/5			～ (H)			/20			～ (H)		
/6			～ (H)			/21			～ (H)		
/7			～ (H)			/22			～ (H)		
/8			～ (H)			/23			～ (H)		
/9			～ (H)			/24			～ (H)		
/10			～ (H)			/25			～ (H)		
/11			～ (H)			/26			～ (H)		
/12			～ (H)			/27			～ (H)		
/13			～ (H)			/28			～ (H)		
/14			～ (H)			/29			～ (H)		
/15			～ (H)			/30			～ (H)		
本人署名欄 月分に係る勤務実績を報告します。 氏名 印						/31			～ (H)		
						勤務時間		合計		時間 M	
						上記のとおり相違ない事を確認します。					
指揮命令者						Ⓜ					
契約担当官等						検査官		所属			
契約番号								階級氏名			
仕様書番号								検査の内容			
検査指令番号								検査場所			
調達要求番号								検査年月日			
								検査判定			